

資料 1	令和 7 年 5 月 2 6 日
	第 1 回胃がん検診に係る懇談会

進行役の選出及び職務代理者の指名について

1 進行役の選出について

胃がん検診に係る懇談会開催要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、参加者の互選により進行役の選出を行います。

2 職務代理者の指名

進行役の選出後、胃がん検診に係る懇談会開催要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、進行役が職務代理者の指名を行います。

胃がん検診に係る懇談会開催要綱

(会議の進行)

第 4 条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

- 2 進行役に事故があるとき、又は進行役が欠けたときは、参加者のうちあらかじめ進行役が指名する者がその職務を代理する。

胃がん検診に係る懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 国の指針に基づく本市の胃がん検診の在り方について検討するため、胃がん検診に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は、本市の胃がん検診の検査手法、対象年齢及び実施体制等の在り方についての意見交換等を実施する。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうち、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 消化器内科の専門医である者
- (2) 消化器内科分野において学識経験を有する者
- (3) 本市が実施するがん検診業務に従事している者
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 懇談会の参加者は8人以内とする。

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

2 進行役に事故があるとき、又は進行役が欠けたときは、参加者のうちあらかじめ進行役が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、健康保健部健康推進課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。